

J R 宇治駅前観光案内所における広告付観光案内ディスプレイに係る企画提案募集要項

1. 事業目的

宇治市では、観光案内所におけるサービス向上と税外収入の確保のため、JR 宇治駅前観光案内所（以下「観光案内所」という）に企業広告付観光案内ディスプレイ（以下「案内ディスプレイ」という）を設置することとし、その企画について提案の上、設置・運用・管理・広告等に関する業務を取り扱う事業者を募集します。

2. 事業概要

事業者は、観光案内所に案内ディスプレイを設置し、観光および地域の情報などを表示するとともに、企業広告も表示することも可能とします。

事業者には、案内ディスプレイの製作、設置、運営、保守管理、広告費等に係る全ての費用を負担していただきます。

3. 応募

(1) 応募期間

令和4年4月18日（月）～令和4年4月25日（月）（必着のこと）

(2) 応募書類

- ① 広告付観光案内ディスプレイに係る企画提案申込書（様式-1）
- ② 企画提案書（様式-2）
- ③ 企画提案書記載要項による企画書
- ④ 会社概要
- ⑤ 広告業務取扱実績調書（内容が把握できるものであれば、様式は問いません）
- ⑥ 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- ⑦ 印鑑登録証明書
- ⑧ 消費税および地方消費税の納税証明書

※ 証明書等は、提出期限前3カ月以内に発行したもの

(3) 応募方法

応募書類を次のいずれかの方法により、応募期間内に提出してください。

① 持参の場合

月曜日から金曜日までの9時00分～17時00分（12時00分～13時00分を除く）に、JR 宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあ うじ」1階「観光振興課」へ提出してください。

② 郵送の場合

令和4年4月25日（月）必着で下記へ送付してください。（締切日までに電話で到着の有無を確認してください）

〒611-0021

京都府宇治市宇治里尻 5-9 JR 宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあ うじ」

(4) 留意事項

- ①応募にあたっては、必ず現地確認を行い、設置可能かどうか検討してください。また、提案内容については、必ず履行していただきます。
- ②応募書類のうち、企画書については、8部提出してください。
- ③提出していただいた応募書類は返却しません。
- ④本募集に関して応募者が要した一切の費用は、応募者の負担とします。

4. 応募資格

(1) 応募資格

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者（同法に基づく更生開始の決定後、本市競争入札資格の認定を受けているものを除く）でないこと。
- ③民事更生法（平成11年法律第255号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者（同法に基づく再生手続き開始の決定後、本市競争入札資格の認定を受けている者を除く）でないこと。
- ④募集開始の日から契約締結日までの間において、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要項に基づき、指名停止の期間がない者であること。
- ⑤宇治市広告掲載基準の規定に該当する広告掲載を行うことができない業種または事業者でないこと。

5. 応募等に関する質疑

(1) 質疑の受付場所および期間

①受付場所

- ・JR宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあ うじ」1階「観光振興課」

③ 受付期間

- ・月日：令和4年4月18日（月）・令和4年4月19日（火）
- ・時間：9時00分～17時00分（12時00分～13時00分を除く）

(2) 質疑方法

質疑は文章によるものとし、要旨を簡単にまとめてください。なお、持参を原則としますが、ファックスによる提出も可能とします。その場合は、電話連絡をいただき到着を確認することとします。

- ・FAX 番号：0774-39-9409
- ・電話番号：0774-39-9408

(3) 質疑の回答

質疑に関する回答は、令和4年4月21日（木）中に本市ホームページで公開します。

6. 企画提案会

- (1) 日時：令和4年5月9日（月）（提案者個々の時間は調整します）
- (2) 場所：宇治市役所 7階 703会議室（京都府宇治市宇治琵琶33）
- (3) 方法：プレゼンテーション、ヒアリング等
- (4) 内容：7. 選定（1）選定方法の表中にある「広告設備の仕様」「マップデザインと見やすさ」「提案者の優位性がわかるもの」について、プレゼンテーションを行ってください。また、同内容について、ヒアリングを行います。

7. 選定

(1) 選定方法

選定は、提案会でのプレゼンテーションおよび提出していただいた書類等に基づき、提案金額とともに、企画内容を総合的に評価して、1事業者を選定します。なお、審査基準は下記表（評価表）のとおりとし、表記している順に評点を設定いたします。

審査経過については公表しません。非選定理由の説明を求める者には理由を説明します。非選定理由について説明を求めようとする場合は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く）以内に説明を求める内容を記載した書面を、宇治市産業観光部観光振興課に提出してください。同回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く）以内に宇治市産業観光部観光振興課において行います。

評価項目	評価基準	点数
会社概要	会社の信頼性	20
広告料等の提案金額	税外収入の確保	10
広告設備の仕様	必要な機能の充足	40
マップデザインと見やすさ	満足度	40
広告主の見込み数など販売力	営業力	10
類似業務の実績	企業実績	10
広告審査・確認体制	広告意匠、広告主の適正確認	5
設備施工・メンテナンス・運営管理方法	更新頻度の量や適正	15
作業スケジュール	機敏性	10
問い合わせ等への対応体制	日常の対応	10
広告掲出方針	広告への信頼性	10
提案者の優位性がわかるもの	会社の特性、提案・企画力	20

(2) 審査結果

審査結果は、応募者それぞれに書面で通知します（令和4年5月12日頃を予定）が異議の申し立ては認めません。

(3) 留意事項

- ①応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募については無効とします。

- ②本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではありません。
- ③本業務の履行にあたっては、宇治市個人情報保護条例を遵守し、管理運営上知り得た個人情報を適切に保護する必要があります。
- ④提案者が1者の場合、「企画提案書審査」「プレゼンテーション、ヒアリング審査」の評価の合計点が6割を超えていれば契約対象者として選定します。
- ⑤本市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。
- ⑥選定された事業者は、市に対して行政財産である建物の一部を目的外使用する使用許可申請を行うとともに、本市との間で案内ディスプレイ設置に係る契約書を締結します。

8. 契約の締結

(1) 契約締結手順

- ①契約締結日は、選定された事業者と協議のうえ決定します。契約期間は契約日から契約日の翌年3月末までです。ただし、公共施設として目的外使用することに本市が支障をしないと認めた場合は、契約時と同条件にて、令和5年4月1日から1年を単位として令和9年3月末までを限度に、使用許可の更新申請をすることができます。
- ②契約書に添付する「収入印紙」は、選定された事業者の負担とします。
- ③契約は、申込者名義で行います。

9. 募集に関する日程

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和4年4月18日 |
| (2) 質疑受付期間 | 令和4年4月18日・令和4年4月19日 |
| (3) 質疑回答 | 令和4年4月21日 |
| (4) 提案書等提出期限 | 令和4年4月25日 |
| (5) 企画提案会 | 令和4年5月9日 |
| (6) 査定結果通知 | 令和4年5月12日頃 |
| (7) 契約書の締結 | 令和4年5月中旬 |
| (8) 機器設置期限 | 令和4年6月27日（双方協議により別途調整します） |

10. お問い合わせ先

京都府宇治市宇治里尻5-9 JR宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあ うじ」

宇治市 産業観光部 観光振興課（担当：辰己・石塚）

電話番号 : 0774-39-9408

eメール : kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp

以 上

■ 参考資料

【觀光案内所写真】



【觀光案内所立面図】

